

## 社団法人日本超音波医学会定款

(昭和62年 6月15日制定)  
(平成 3年 6月26日変更)  
(平成 5年 1月28日変更)  
(平成 7年 6月30日変更)  
(平成10年 7月 1日変更)  
(平成11年10月20日変更)  
(平成12年10月18日変更)  
(平成19年 7月17日変更)

### 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、社団法人日本超音波医学会(英文名 The Japan Society of Ultrasonics in Medicine)(以下「本会」という。)という。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を東京都千代田区神田淡路町2丁目23番1号に置く。

### 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、超音波医学に関する学理及び応用の研究についての発表、知識の交換、情報の提供等を行うことにより、超音波医学及びその関連学問領域の進歩普及を図り、もって我が国における学術の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 一 学術集会、学術講演会等の開催
- 二 会誌の発行
- 三 調査・研究及び教育・啓蒙
- 四 学会認定医及び学会認定検査士の認定
- 五 内外の関連学術団体との連絡及び協力
- 六 その他目的を達成するために必要な事業

### 第3章 会 員

(種 別)

第5条 本会の会員の種別は、次のとおりとする。

- 一 正会員  
超音波医学に関する学識経験者で、本会の目的に賛同して入会した者
- 二 準会員  
超音波医学に関心を有する者で、本会の目的に賛同して入会した者(学生会員を除く)
- 三 学生会員  
超音波医学に関する学術を専攻するために大学の学部若しくは大学院修士課程又はその他関連教育機関に在学中の学生で、本会の目的に賛同して入会した者
- 四 賛助会員  
本会の行う事業を賛助する団体又は個人で、本会の目的に賛同して入会した者

(入 会)

第6条 会員になろうとする者は、次条に定める入会金及び当該年度の会費を添えて所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。ただし、名誉会員として総会の承認を得た者は、入会の手続を要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

(入会金及び会費)

第7条 入会金及び会費に関する規定は、総会の議決を経て別に定める。

2 既納の入会金及び会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(会誌の配布等)

第8条 会員には、本会が刊行する会誌を配布する。

2 会員は、本会が催す各種の事業に優先参加することができる。

(資格の喪失)

第9条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

- 一 退会したとき。
- 二 死亡したとき、若しくは失踪宣告を受けたとき、又は法人である会員が解散したとき。
- 三 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届けを理事長に提出しなければならない。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会において社員現在数の3分の2以上の議決を経て、理事長がこれを除名することができる。この場合、当該会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- 一 会費を1年以上滞納したとき。
- 二 本会の会員としての義務に違反したとき。
- 三 本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に反する行為があったとき。

#### 第4章 役員、代議員、社員及び職員

(役員)

第12条 本会に、次の役員を置く。

- 一 理事17名以上20名以内(うち、理事長1名及び副理事長2名)
- 二 監事2名

(役員を選任)

第13条 理事長、理事及び監事は、代議員が候補者を推薦し、総会で選任する。

2 副理事長は、理事の中から理事長が候補者を推薦し、総会で選任する。

3 特定の理事とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務)

第14条 理事長は、本会の業務を総理し、本会を代表する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ理事長が指名した順序により副理事長がその職務を代行する。

3 理事は、理事会を組織し、この定款に定めるもののほか、総会の権限に属せしめられた事項以外の事項を議決し、執行する。

(監事の職務)

第15条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

- 一 法人の財産の状況を監査すること。
- 二 理事の業務執行の状況を監査すること。
- 三 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会、総会又は文部科学大臣に報告すること。
- 四 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は総会を招集すること。
- 五 理事会に参加し、意見を述べるることができる。

(代議員)

第16条 本会に、代議員を置く。

2 代議員の定員は160名以上180名以内とする。

(代議員を選任)

第17条 代議員は、正会員の中から、選挙により選出し、総会で選任する。

2 代議員は、役員を兼ねることができない。

3 代議員の選挙は、別に定める規程に基づいて行う。

(代議員の職務)

第18条 代議員は、正会員を代表して総会に出席し、審議事項を議決する。

(役員及び代議員の任期)

第19条 役員及び代議員の任期は、当該役員及び代議員が選出された通常総会の日の翌日から、翌々年度の通常総会の日までとする。

2 役員及び代議員は、再任を妨げない。

3 補欠又は増員により選任された役員及び代議員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

4 役員及び代議員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(役員及び代議員の解任)

第20条 役員及び代議員が次の各号の一に該当するときは、理事現在数及び社員現在数の各々の4分の3以上の議決により、理事長がこれを解任することができる。この場合、当該役員及び代議員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反その他役員及び代議員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員及び代議員の報酬)

第21条 役員及び代議員は、無報酬とする。

(社員)

第22条 役員及び代議員をもって民法上の社員とする。

(事務局及び職員)

第23条 本会の事務を処理するため、事務局及び必要な職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

3 職員は、有給とする。

## 第5章 会 議

(理事会の招集等)

第24条 理事会は、毎年2回以上理事長が招集する。ただし、理事長又は監事が必要と認めるとき、又は理事4名以上から会議に付議すべき事項及び理由を示して理事会の開催を請求されたときは、理事長はその請求を受理したのち30日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

2 理事会の議長は理事長とする。

(理事会の定足数等)

第25条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき書面によってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

2 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。

(総会の構成)

第26条 本会の総会は、社員をもって組織する。

2 社員以外の正会員は、総会に出席して、議長の了解を得て意見を述べることができる。ただし、表決には参加することができない。

(総会の招集等)

第27条 通常総会は、毎年1回以上理事長が招集する。

2 臨時総会は、理事会が必要と認めるとき、又は監事から請求のあったとき、理事長が招集する。

3 前項のほか、社員現在数の5分の1以上から会議に付議すべき事項及び理由を記載した書面を提出して総会の開催を請求されたときは、理事長は、その請求を受理したのち30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

4 総会の招集は、少なくとも10日以前に、その会議に付すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって社員に通知する。

5 総会の議長は、会議の都度、出席社員の互選で定める。

(総会の議決事項)

第28条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

一 事業計画及び収支予算についての事項

二 事業報告及び収支決算についての事項

三 正味財産増減計算書、財産目録及び貸借対照表についての事項

#### 四 その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めた事項

(総会の定足数等)

第29条 総会は、社員現在数の過半数以上の者が出席しなければその議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者、及び他の社員を代理人として表決を委任した者は、出席者とみなす。

2 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、社員である出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員への通知)

第30条 総会の議事の要領及び議決した事項については、これを全会員に通知する。

(議事録)

第31条 すべての会議の議事録は、議長が作成し、議長及び当該会議において選任された出席者の代表2名以上が署名押印のうえ、これを保存する。

### 第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第32条 本会の資産は、次のとおりとする。

- 一 設立当初の財産目録に記載された財産
- 二 入会金及び会費
- 三 資産から生ずる収入
- 四 事業に伴う収入
- 五 寄付金品
- 六 その他の収入

(資産の種別)

第33条 本会の資産を分けて、基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- 一 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- 二 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- 三 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第34条 本会の資産は、理事会の議決を経て理事長が管理する。

2 基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て、定期預金とする等確実な方法により、理事長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第35条 基本財産は、譲渡し、交換し担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事現在数及び社員現在数の各々の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

第36条 本会の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第37条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が編成し、理事会及び総会の議決を経て、毎事業年度開始前に文部科学大臣に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(暫定予算)

第38条 前条の規定にかかわらず、止むを得ない事情により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出をすることができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(新たな義務の負担等)

第39条 第35条ただし書及び次条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会及び総会の議決を経なければならない。

(長期借入金)

第40条 本会が借入れをしようとするときは、その事業年度の収支をもって償還する短期借入金を除き、理事現在数及び社員現在数の各々の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

(収支決算)

第41条 本会の、収支決算は、理事長が作成し、収支計算書、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び正味財産増減事由書並びに会員の移動状況書とともに、監事の意見を付し、理事会及び総会の承認を受けて毎事業年度終了後3か月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

2 本会の収支決算に収支差額があるときは、理事会の議決及び総会の承認を受けて、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第42条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、理事現在数の4分の3以上の議決及び社員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第44条 本会の解散は、理事現在数の4分の3以上の議決及び社員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第45条 本会の解散に伴う残余財産は、理事現在数の4分の3以上の議決及び社員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けて、本会の目的に類似の目的を有する公益法人に寄付するものとする。

## 第8章 補 則

(書類及び帳簿の備付等)

第46条 本会の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

- 一 定款
- 二 会員の名簿
- 三 役員及びその他の職員の名簿及び履歴書
- 四 財産目録
- 五 資産台帳及び負債台帳
- 六 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- 七 理事会及び総会の議事に関する書類
- 八 官公署往復書類
- 九 収支予算書及び事業計画書
- 十 収支計算書及び事業報告書
- 十一 貸借対照表
- 十二 正味財産増減計算書
- 十三 その他必要な書類及び帳簿

2 前項第1号から第5号まで書類、同項第7号の書類及び同項第9号から第12号までの書類は永年、同項第6号の帳簿及び書類は10年以上、同項第8号及び第13号の書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。

3 第1項第1号、第2号及び第4号の書類、同項第9号から第12号までの書類、並びに役員名簿は、これを一般の閲覧に供するものとする。

(細 則)

第47条 この定款の施行についての細則は、理事会及び総会の議決を経て、別に定める。

付 則

1 この法人設立当初の理事及び監事は、第13条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

理事（理事長）	福田 守道
理事（副理事長）	井出 正男
理事	飯沼 一浩
理事	伊東 紘一
理事	内田 六郎
理事	大槻 茂雄
理事	奥嶋 基良
理事	奥山大太郎
理事	尾本 良三
理事	坂本 二哉
理事	竹内 久彌
理事	竹原 靖明
理事	田中 元直
理事	堤 裕
理事	中山 淑
理事	仁村 泰治
理事	松尾 裕英
理事	横井 浩
理事	和賀井敏夫
理事	渡辺 決
監事	中島 真人
監事	前田 一雄

2 この法人設立当初の役員及び評議員の任期は、第18条の規定にかかわらず、昭和63年度通常総会終了時までとする。

3 この法人の設立当初の会計年度は、第38条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から、昭和63年3月31日とする。

4 この法人の設立により、従来日本超音波医学会に属した会員並びに財産及び権利義務の一切は、この法人が継承する。

付 則

この定款の変更は、文部大臣の認可のあった日（平成3年6月26日）から施行する。

付 則

この定款の変更は、文部大臣の認可のあった日（平成5年1月28日）から施行する。

付 則

この定款の変更は、文部大臣の認可のあった日（平成7年6月30日）から施行する。

付 則

この定款の変更は、文部大臣の認可のあった日（平成10年7月1日）から施行する。

付 則

この定款の変更は、文部大臣の認可のあった日（平成11年10月20日）から施行する。

付 則

この定款の変更は、文部大臣の認可のあった日（平成12年10月18日）から施行する。

付 則

この定款の変更は、文部大臣の認可のあった日（平成19年7月17日）から施行する。